

池田市空家等対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田市空家等対策協議会条例（平成28年池田市条例第9号）第8条の規定に基づき、池田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議の招集は、会議の7日前までに日時・場所及び協議内容を示して委員に通知しなければならない。

(座長)

第3条 協議会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によってこれを定める。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 座長は、会議における協議の参考に供するため必要と認めるときは、協議事項に関係のある市職員を会議に出席させ、発言させることができる。

(関係者の出席)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開の方法等)

第6条 会議の公開は、傍聴によるものとする。

2 傍聴者の定員は、5名とする。

3 傍聴を希望する者は、会議の開会時刻の30分前から開会時刻までに会場の受付に申し出なければならない。なお、傍聴を希望する者が、前項に規定する定員を超える場合は、先着順により決定するものとする。

(傍聴者の守るべき事項等)

第7条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) みだりに席を離れないこと。

(2) 会場内において写真やビデオの撮影及び録音をしないこと。

(3) 会議の妨害となる行為その他会場の秩序を乱す行為をしないこと。

2 前項の規定に違反し、座長に退出を命じられた傍聴者は、速やかに退出しなければならない。

(会議開催の事前公表)

第8条 協議会は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催の7日前までに、会議開催のお知らせを行政情報コーナーに掲示し、併せて市ホームページに掲載するものとする。

(会議録の作成)

第9条 会議録は、会議毎に次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所並びに出席者の氏名
- (2) 協議の経過概要
- (3) その他、座長が必要と認めた事項

2 会議録には、座長及び座長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(会議結果等の公開)

第10条 協議会は、支障のない限り、会議録及び会議資料を行政情報コーナーにおいて1年間閲覧に供するとともに、市ホームページへの掲載や報道機関への情報提供に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか空家等対策協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。